

胆振から死亡労働災害を撲滅しよう！

室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**いぶり**

足場の点検者の指名

労働安全衛生規則が改正され
足場の点検時にあらかじめ点検者の指名、
点検後点検者の氏名の記録と保存が
令和5年10月1日から義務付けられました。

悪天候後



中震以上の地震後



足場上での作業開始前、又は足場の組立て、一部解体、変更後



足場点検者の指名



点検後点検者の氏名の記録と保存

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用	
足場等点検チェックリスト	
工事名 ()	工期 () ~ ()
事業場名 ()	
点検者職氏名 ()	(注3)
点検日	年 月 日
点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後) (その詳細)	
足場等の用途、種類、概要 ()	

詳細はこちら



法改正スケジュール

項目		施行期日							
		令和5年度				令和6年			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
足場	点検者の指名、記録・保存事項の追加			R5. 10. 1から					
	一側足場の使用範囲の明確化					R6. 4. 1から			
荷役作業	昇降設備の設置・保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲拡大			R5. 10. 1から					
	テールゲートリフター特別教育義務化				R6. 2. 1から				
化学物質	ばく露を最小限度にすること	R5. 4. 1から							
	ばく露を濃度基準値以下にすること *濃度基準値設定物質のみ					R6. 4. 1から			
	皮膚等障害物質への直接接触の防止 *健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質は義務化	R5. 4. 1から努力義務					R6. 4. 1から義務		
	がん原生物質の作業記録の保存	R5. 4. 1から							
	保護具着用管理者の選任義務化					R6. 4. 1から			
	別容器保存時の措置の強化	R5. 4. 1から							
	安衛法第31条の2の対象設備の範囲拡大	R5. 4. 1から							
	特別化学物質の有害性等揭示の対象の拡大			R5. 10. 1から					
	防霉機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の新設 *～R8.9.30猶予期間あり			R5. 10. 1から					
	溶接ヒューム	金属アーク溶接等作業主任者の新設				R6. 1. 1から			
石綿	有資格者による事前調査の実施			R5. 10. 1から					
	一人親方等に対する保護措置の義務化	R5. 4. 1から							
	騒音ガイドラインの改訂	R5. 4. 1から							
	時間外労働の上限規制（働き方改革）					R6. 4. 1から			